

ダイオキシン対策関係閣僚会議の開催について

〔平成11年2月23日〕
閣議口頭了解

1. ダイオキシンによる環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸対策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、ダイオキシン対策関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、外務大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、郵政大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官、環境庁長官及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。
5. 会議の庶務は、環境庁及び厚生省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 会議の開催は、当面1年以内とする。

(参 考)

ダイオキシン対策関係閣僚会議 幹事

内閣官房内閣内政審議室長

外務省大臣官房長

文部省体育局長

厚生省生活衛生局長

農林水産大臣官房長

通商産業省環境立地局長

郵政省放送行政局長

労働省労働基準局長

建設省建設経済局長

自治大臣官房総務審議官

経済企画庁国民生活局長

科学技術庁研究開発局長

環境庁企画調整局長